

Title	スペイン国立歴史文書「異端審問セクション」について： 最近のスペイン異端審問研究とその史料状況
Sub Title	
Author	宮前, 安子(Miyamae, Yasuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.3/4 (1992. 3) ,p.195(419)- 208(432)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	古文書館めぐり
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19920300-0195">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19920300-0195</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## スペイン国立歴史文書「異端審問セクシオン」について

——最近のスペイン異端審問研究とその史料状況——

宮前 安子

はじめに

異端審問史料の利用が、ある社会のマイクロヒストリーや時系史の方法論にとって多くの可能性があることは、ピエール・ショールニユなどのアナール派の学究達によつていち早く指摘されてきた。<sup>(1)</sup> その歴史民俗誌としての優れた成果は、エマヌエル・ル・ロワ・ラデュリの『モンタイユ』や、またコスモロジの問題としてはカルロ・ギンズブルクの『チーズとうじ虫』で邦訳、紹介されている通りであるが、このような歴史的潮流の中で、スペインの異端審問制度の研究にも新しい角度からメスが入れられはじめている。

もともと、スペインのこの制度は「スペインのアン

スペイン国立歴史文書「異端審問セクシオン」について

シャン・レジム期における国家による国家のために創設された最大の抑圧機関」と定義されるほど、<sup>(2)</sup> 常にポレミックな存在であった。この制度に関する書誌史によれば、一五世紀末期にカルティリア王国に、本制度が成立した直後から既に批判の対象となり、その裁判の秘密性や、密告の奨励、拷問、アウト・デ・フェと火刑執行にまつわる苛酷なイメージによつて、早くも一七世紀のヨーロッパでスペインに関する「黒伝説」像を形成する要因のひとつとなっていたという。<sup>(3)</sup>

さらに一九世紀初頭のイベリア半島へのナポレオン軍の侵入と、その後のスペインにおける自由主義の台頭によつて、教会と国家の分離が主張されるようになる、この制度は厳しい批判の矢面に立たされ、一八三四年に

最終的に廃止に至るが、以後、一九六〇年代まで、この制度に対する見解は批判か擁護かといったイデオロギー的な論争が展開したものの、リョレンテやリーなどの若干の例外を除いては、<sup>(4)</sup>史料の信憑性に欠け、客観的な研究からは程遠いものであった。

だが、一九七〇年代にはいつて、異端審問史料の再評価が高まるに連れて、長い間、沈黙または無視に等しかったこの制度への研究が客観的对象として、スペイン内外の注目を集めだすに至った。一九七八年にスペイン異端審問制度成立五〇〇年の記念シンポジウムが開催されて以来、今日に至るまでスペイン近世史の主要テーマといわれるほど、関心の高まりが示され、一九七〇—一九八四年までの文献は著作、モノグラフィを含めて百点を越えており、開催されたシンポジウムの数もスペインのみならず、ニューヨーク、コペンハーゲン、リスボンを含めて、一五回以上にも及んでいる。<sup>(5)</sup>さらにこの研究の出発点ともいえるH・C・h・リーのスペイン語訳版が一九八三年に出版されるに及んで、スペイン本国でひとときわ研究に拍車がかけられることとなった。

その動機は冒頭で触れたように、アナール派的なアプローチの方法、つまり、出来る限り均質な史料から長期

にわたる数量的分析によつて、社会の変動よりも構造に注目する態度、異端審問裁判という、いわば社会の病理記録からマージナルに扱われた人々の心性に迫ろうとする試み、あるいはアンシャン・レジーム期の社会における「異端裁判」とは何を意味したのかという法規範への問いかけの努力などが大きく影響しているであろう。これに加えてスペインの場合にはこの制度が一四七八年に成立して以来、約三五〇年間、近世スペイン国家機関の支柱として存在、機能したのであるから、その実態がいかなるものであったのかを、従来のイデオロギー的論争ではなく、近世スペイン社会のなかで位置づけて客観的に把握しようという意図が大きいことを忘れてはならない。それゆえ、現在のところ、この研究については裁判記録の統計化、その分析やクロノロジーの設定に加えて、裁判手続きのメカニズム、中央の最高諮問会議と各地方管区との関係、その官僚組織、さらにはこの審問活動が具体的に展開した管区の成立、構造、他の裁判組織や地方勢力との関係といった制度の全体的把握を史料に基づいて再構成しようという傾向がその主流を占めているといえる。<sup>(6)</sup>

以上のような研究の隆盛につれて、史料に対するシス

テマティックなアプローチが必要とされてきたのであるが、残存している審問記録の状況の把握や、その来歴、中央機構と地方管区の史料との残存状況の比較などをめぐる本格的な取り組みが行われ始めたのは、一九七〇年代に入ってからのものであり、地方レベルの異端審問研究の進展はこの成果の一端である。

私自身のスペイン異端審問制度への関心も連立した諸国家から成るスペイン近世国家組織のなかで「カステリア的な中央集権的性格」によって成立した、異端審問制度というものの実態はどうであったのかを、地方レベルにおける活動から、とくに地方社会の中で、一種のエリア層を形成する異端審問役人を手がかりに官僚組織の側面から考えてみたいと思ひ、マドリードの国立歴史文書館に収蔵されている異端審問セクションの内、バレシアの文書を利用して事例研究を行ってきた。そこで、本稿では、まず、この史料の所蔵されている国立歴史文書館の具体的利用法に触れたうえで、このセクションの来歴や内容について述べていきたいと思う。ただし、このセクションの収蔵量は膨大なものであり、私個人の利用した史料はそのなかのほんのわずかの部分にしか過ぎない。このセクションに言及することは上述した現在の

スペイン異端審問研究の方法論にも深くかかわっていると思われるので、全体的なパースペクティブをもつほうが有用であろう。同文書館の一九八九年に発行された最新の内書ではこの点についてはきわめて簡単にしか触れられていないのであるが、幸いにも最近、デンマーク人のG・ヘニングセンやフランス人のJ・P・デデュエなどがスペイン異端審問研究の史料と方法論に関する論文で興味深い経緯や分析法を示してくれているため、それらを参考にしつつ、このセクションについて紹介することとしたい。

## (一) スペイン国立歴史文書館(A. H. N.)

(Archivo Histórico Nacional)

概要、閲覧手続、閲覧時間

現在のスペイン国立歴史文書館は、マドリード市の新市街北西部セラノ通りにあるスペイン高等学術研究院とでも訳すべきConsejo de Investigaciones Científicas=C. S. I. C.)の敷地内に位置している。同館発行の案内書によると、国立文書館そのものの起源は一九世紀の永代所有財産解放令(desamortización)により、アンシャン・レジーム期の教会を中心とした記録文書の保管を目的に、

この法令発布（一八五四、一八五六年）の直後、歴史アカデミーにその管理が委ねられたが予算や人出不足により十分に機能しなかった。このため新たな文書館の設立が必要とされ、一八六六年三月二八日付の王令で発足した。当初は現在国立図書館となっているパラシオ・デ・ビブリオテカス・イ・ムセオ・デル・パセオ・デ・レトス (Palacio de Bibliotecas y Museo del Paseo de Recoletos) に諸文書が保存され、現在の場所に移されたのは一九五三年とのことである。所蔵文書の詳細については同館の案内書で各セクションごとについて触れられているが、概要としては、一九七九年に同館に併合されたサラマンカにあるスペイン内乱に関するセクションを含めて、一五のセクションに分類され、スペイン国家の諸行政機関、教会関係の諸制度（騎士修道会、在俗、修道司祭関係）、公債、永代所有財産関係、大学、学寮関係、貴族関係、家系文書、スペイン旧海外領土関係、その他の歴史文書を収蔵している他、ある程度の文献をそろえた図書館も併設、利用できるようになっていた。

入館や閲覧には、この文書館で発行してもらうスペイン文化省の閲覧証（申請は大学教授の推薦状、写真二葉、備え付けの規定申請書により、数日で発行）が必要であ

るが、スペイン国立図書館の閲覧証でも利用できる。また閲覧証申請中は学生や研究者の身分を証明する書類があれば、仮閲覧証によって即日、入館利用もできる。

閲覧期間は月曜日から金曜日までの週五日である。土、日曜、祝祭日の公休日のほか、年に一回、一〇月半ばに古文書員採用試験のため半日休日となることがあるが、年末や聖週間にスペインに多い、いわゆるプエンテ（休日と休日の間の平日を休みとして連休としてしまうこと）はないし、夏にも閉館となることはない。閲覧時間は、通常、午前八時から午後六時までであり昼休みも閉館とはならない。ただし、七月と八月は他のスペインの多くの公共機関同様、午前中（午前八時から午後三時まで）だけの利用となる。閲覧中の資料や書籍文献は他に請求者がいない場合、五日以内まで予約しておく。

一般閲覧室は入口ホール左の廊下奥突き当たりに入り、入って左側で閲覧証を提示のうえ所定の用紙に請求史料を書き込み、隣接する窓口で請求して待つ。請求した史料は三〇分ぐらいで出してくれるが、知らせてくれるわけではないので、適当に時間を見計らって窓口に行く。部屋の右側と突き当たりの書架にはカタログや事典、歴史全集などが備え付けてある。請求窓口の右側の机には

相談員が常駐しており、利用に際して不明の点をたずねることができ、コピーやマイクロフィルム請求の許可はこの係員のサインが必要である。また他人の迷惑にならない範囲でパーソナル・コンピュータの持込使用も許可されている。一般の文書館同様、筆記用具以外の持込みは禁止されているが、二三年前まではロッカー数も足りず、この面が不徹底であり、これでは史料の一片など簡単に持ち出されてしまうのではと思ったこともあったが、一九九〇年の冬にはロッカー数も増やされ、係員の監視も徹底するようになってきた点、改善が図られてきたようである。

コピー、マイクロフィルムサービスに関しては、レガホ (Legajo) 束にまとめられた文書) はコピー、リプロ (litho) 本の形に装丁された文書) はマイクロ・フィルムにしてくれるが、そのできあがりはきわめて遅い。早くて三カ月というが、私が利用した期間中には早くても五カ月、夏休みなどがかかると、係員が交代で休暇を取ることもある。九カ月もかかったこともあり、さらに日本へ発送してもらうとなると一年掛りを覚悟しなくてはならず、その利用はまだ甚だしく不便と言わねばならない。ただ、緊急として届けると、一日二〇枚程度の申

請に限り一週間以内でコピーしてくれたがこれは、当然、そうたびたび利用できるものではなかった。全般にスペインでのコピーは安価であったが、この文書館に限らず、大学、図書館などでもセルフ・コピーはほとんど皆無であり、長い行列や待ち時間、ページ数の制限など利用者の側からすると、不便が多かった。もともと、文書館側では大量のコピー利用でオリジナルそのものが破損を蒙るのではないかと真剣に心配しているようであるが…。

カタログについては異端審問セクションに関する限り、きわめて不備であり、この点は最近の案内書でも指摘されている。このセクションを全般的に知ることが出来るのは、一九八二年付のタイプによる簡単なものがあるだけであり、私の場合、指導教授の個人カードの利用や、指摘がなかったら、歴大な史料の中で、自分の利用できるものを到底探し出すことはできなかったであろう。近年の熱心なこの制度の研究から近い将来、充実したカタログが作成されることを期待したい。

## (二) 異端審問セクション成立事情

現在、このセクションには五三三四件のレガホ (ほぼ

同一内容に分類された文書を項目、年代ごとに分類し、箱などに納められている綴じられていない文書束」と、一四六三件のリブロによつて構成されており、各件の平均枚数は一千枚に及ぶという。このレガホトリプロの差異は保存されてきた文書の形態によるものであつて、内容による分類区別ではない。この内容の分類については後述することにする。

スペインの異端審問関係の史料は国内では、国立図書館や歴史アカデミーに、国外ではイギリスのブリテイッシュ・ミュージアム、オックスフォード大学のボドレイ図書館、デンマークの王立図書館、さらにこの制度の先駆的研究者である北米のリーの個人コレクションを寄贈したアメリカのフィラデルフィア大学図書館などに散在しているといわれるが、その量からいっても、内容からみても、現存する史料がほぼ完全に集められているのはこのセクションである。その成立は、そう古いことではなく、一九一四年のことであるが、これが開設されるまでは、諸文書の収集、移動に関して多くの変遷があつたので、その間の経緯をこの制度の終焉に至る歴史事情に即して明らかにしてみたい。<sup>(7)</sup>

異端審問制度の記録文書が、初めて一般に公にされた

のは、一八〇八―一三年のナポレオン軍によるイベリア半島侵入の折であつた。一八〇八年、スペインに進軍したナポレオンは、同年一二月、首都マドリッドに入城し、同月四日付のチャマルティン勅令で異端審問制を廃止する。この戦争の間、フランス軍はスペイン各地の地方異端審問所を襲撃し、多くの文書が散逸、消失したことが一八一四年にこの制度が復活したときの記録から判明している。このとき、地方審問所の文書がほぼ、完全に失われたのは、スペイン国内では、ガリシア、ログローニョ、バリャドリッド、コルドバ。アメリカのカルタヘナ、また著しく損害を受けたところに、バルセロナ、サラゴサがあつた。

ところで、この戦争中にスペイン最初のブルジョア革命が起こり、一八一二年に成立したこの国初の自由主義憲法下の「カデイスの議会」において、封建的遺制である異端審問制の存在は教会の永代所有財産解放の見地から激しい論議の対象となり、一八一三年一月、その廃止法案が採択された。だが、一八一四年のフェルナンド七世の復位による絶対主義王政の復権によつて再設をみた後、一八二〇年のリエゴのクーデターによる三年間の自由主義の復活での再廃止、一八二三年以後のフェルナン

ド七世の再復位と反動政治の再開に伴う再々復活というように、一九世紀初頭のスペインの政治の目まぐるしい転変の中で、この制度は政治体制の変化のつどに翻弄され、ナポレオンによる暫定的廃止以降、約四分の一世紀も余命を永らえた。実質的には一八二〇年の廃止以降、機能しなくなっていたものの、最終的にはフェルナンド七世の死後、イサベル二世治世初期の一八三四年、自由主義穏健派内閣での王国組織法（欽定憲法）の公布によってその命脈は尽きた。この憲法により異端審問所の財産はすべて国家の管理に移されることとなった。残存した文書類は、セビーリャやトレドの地方文書のように当該の地方文書館やアラカラ・デ・エナーレスの行政文書館に移されたり、個人収集家の手に渡ったり、売却、はては廃棄されたものもあった。だが、公共の文書館などに残存していることが判明したものについては、一八九七年の王令によって、国立文書館に集められることとなり、今日のセクションの前身を形成するに至った。このような地方文書の最終状況については、ドラマテイクなエピソードが伝えられているものもある。有名な例としてバレンシアの場合一八九七年の王令の直前に花火工場に売られようとしていたという。また、異例にも、

ほぼ完全に残存したのが、クエンカの文書である。この管区ではナポレオン戦争の折、市内より七レグア（約三九〇<sup>（註）</sup>）離れた山中に隠され、一八二〇年代のリエゴ將軍の自由主義的クーデター時の攻撃からも逃れて、ほとんど同制度の活動期当時のまま残り、現在、同市の司教文書館に保管されて整理、分類が進行中であるという。<sup>(8)</sup>

一方、今日の異端審問研究上の点からみて、おおいに幸いであったというべきは、マドリードにあった異端審問最高会議（Consejo Supremo de la Inquisición、または *la Suprema Inquisición*、通称 *la Suprema*、国王諮問会議の一つに属し、各地方管区を統轄し、異端審問制の最高権をもつ機関。以下、最高会議と記す。）の記録がほとんど無傷で保存されたことであろう。マドリードでは、一八二〇年のクーデターの際、異端審問当局が攻撃されたため、一時、この文書は失われたと考えられていたようであるが、攻撃されたのはマドリードの地方管区（宮廷所在地であったことから *la Inquisición del Corte* と称された。）であり、最高会議の手元にあった一六世紀以来、各地方管区に命令し、その施行を報告させた記録を含めたほとんど一切の文書はナポレオンによる廃止時に、マドリードのメルセード会の修道院に移されて保管され



ていたのである。その後、これらの文書は一八三四年の廃止令後、カルロス五世以来の伝統をもつ公文書保管所であるバリヤドリド郊外のシマンカスの文書館に移され、さらに一九一四年の政令で国立歴史文書館のもとに収蔵されることとなったのである。シマンカス文書館と現在の異端審問セクションの収蔵文書を詳細に比較した、前述のG・ヘニングセンはこの二つの文書館の整理法の違いで多少の齟齬はあるものの、最高会議の記録はシマンカスでの保管以降は全く失われていないことを突き止めている<sup>(9)</sup>。しかもこの最高会議の文書には教皇教書、国王勅令、異端審問長官の指令書などの他に、地方管区からのあらゆる活動の報告の写しが含まれていることから、この制度の中央の機能のみならず、地方審問所の活動状況もかなり再構成が可能であることが、判明してきた<sup>(10)</sup>。ここに含まれる裁判抄録はその好例であって、これは約三五〇年にわたる異端審問のすべての判決記録を報告したもので、その統計処理から時代や地域による異端の変遷、差異、異端者数、とくにアウト・デ・フェにかげられた者の実数、等々が明らかにするはずであり、現在精力的に取り組みられている分野のひとつである<sup>(11)</sup>。

### (二) 異端審問文書の分類

#### 一 その記録システム

それでは一五世紀末から約三世紀半の長期にわたって記録されてきた異端審問の龐大な文書は、どのように整理、分類され、保管されてきたのであろうか。この制度のもつ裁判機能の役割から裁判抄録は「判例」として、参考にするうえで重要であつたであろうし、また近世国家の行政機関の面からも文書保存は不可欠であつた。その記録システムはこの制度の発展に伴って整備されてきたものであるので、ここでは制度面に触れつつ、この点をみていきたい。

スペインの近世異端審問は一四七八年にセビーリヤで最初の裁判を開始したが、制度的には一四八一年に国王諮問会議のひとつとして最高会議が置かれたことで始動した。この最高機関の統轄のもとに、一五世紀末から一六世紀半ばにかけて、漸次、地方管区 (El Tribunal del Santo Oficio de la Inquisición, 通称 el Tribunal) が設けられていった。最終的には二一の地方管区が設置されスペイン全土とその海外領土のすべてをカバーすべく、最高会議と地方諸管区との緊密な関係によって機能したの

である。ちなみにその二一の地方管区を列挙しておく、成立年代順に、スペイン本土内に一四（セビーリヤ、コルドバ、サラゴサ、バレンシア、トレド、バルセロナ、リエレナ、ムルシア、バリャドリッド、クエンカ、ロゲローニョ、グラナダ、ガリシア、マドリッド）、島嶼部のマジョルカ、カナリアス。海外領土としてはイタリアに二（サルディニア、シシリア）、アメリカに三（メキシコ、リマ、カルタヘナ）であり、このうち一八世紀初頭にイタリアの二審問所が独立した他は、一九の地方審問所は一八三四年の廃止までそのまま残存した。（なお、この制度が一時的に置かれたオランダと一六四〇年にスペインの併合から独立したポルトガルの史料に関してはこのセクションに属していない。）

最高会議の主要業務は国王や教皇の勅令を受けるばかりではなく、他の聖俗双方の司法権との機能の確定やその調停、この制度全般に関わる財政上の事項、禁書目録作成などに加えて、地方管区の管轄業務、つまり、こうした中央の意向を各地方の管区にいかに行き渡らせていくか、そして逆にこの二一の地方管区の活動をどのように掌握していくかにもあった。このために、各地方管区へ書簡や指令書、通達状を発信したり、何年かに一度、各

地に巡察史を派遣してその通常活動をチェックしたのみならず、各地方管区からはほぼ毎日の書簡報告を義務付けた。各地方から受理された書簡は地方毎に年代順もしくは異端審問官一代ごとに整理され、一冊に綴じて本の装丁をとって保存された。地方管区の記録が残存しているところでは、その書簡に地方管区から最高会議に対する問い合わせとその回答が含まれており、双方の書簡を丹念に突き合わせていくと、この制度の機構、活動の様子の再構成が可能になっていくであろう。

一方、地方管区から最高会議へ報告する義務があったのは初期に行われていた巡回裁判報告、アウト・デ・フェエや上述した裁判抄録はもとより、後述の分類でも触れるように、異端審問官達の経歴、出自、給与、書記官以下の全役人（その直接選定権は地方異端審問官にあつた）の職務請願書、系図（血の純潔証明書）とその査定書の報告、あるいは世俗の捕吏としてこの機関を補佐し、その職務に付与された特権によって名誉職的な存在であったゆえに、常に他の機関の地方役人との摩擦を生じたファミリアル職の請願、出自、任命書、否認書から、その地域分布、人数、人名リスト、彼らをめぐっての刑事訴訟や民事訴訟の報告など人的構成面の事項のほか、

財政、その他の雑録などおよそ地方管区の日常活動のほとんどもすべてともいえる多岐にわたる側面に及んでいる。

こうした事務処理の便宜上、すでに成立当初から、最高会議から地方管区への書簡のすべては、アラゴン（ナバーラ、シシリアを含む記録と、インディアス、つまりアメリカのメキシコ、リマ、カルタヘナに宛てた記録）とカステイリアのそれぞれの秘書局に分けて登録されていた。だが、一六世紀以降からこの制度の行政活動の比重が次第に増大し、記録の数が夥しく増加していくにつれて、その整理、分類、管理がこの制度内部で問題とされるようになってきた。その解決を図るべく、一五四七年、異端審問総長となったフェルナンド・バルデスはこの制度の諸改革や規則の制定の一環として最高会議内の文書に関する整理、分類、保管の基準を設けた。次いでバルデスの後任者、デイエゴ・デ・エスピノサは一五七二年、地方管区の書類の整備に対処するべき指令書を発令し、この両指令書によって、中央の最高会議と地方管区の双方に同一の記録が相互からチェックできる形で保存されることが留意され、分類、整理の形式、書式も一定の統一性が保たれるようになって、一九世紀の廃止まで続行されていくこととなった。私が参照したバレンシ

アの役人に関する人数、個人経歴、地域巡察報告、ファミリアルの数とその地域分布、などは一五六七年になつてはじめて詳細なリストが現われるが、これは何もバレンシア管区だけには限らず、どこの管区でも大体同時期に出てくることから見ても、この一六世紀半ばの異端審問の行政改革の所産と考えられよう。その後、一七世紀半ば、一八世紀にも文書類の目録化は度々行われたようであり、この制度の文書整理に関して言えば、その活動期を通じて、絶えずその管理が意識的に努力されていたようである。

## 二 史料の内容分類

現在の異端審問セクションでは、こうした制度そのものが有していた記録システムによる分類と、シマンカス文書館で行われた分類を基にまず、最高会議と地方管区の大項目に分け、以下のように整理されている。

### I、Fondos del Consejo de la Suprema Inquisición

(異端審問最高会議の史料)

### II、Fondos del Consejo en sus relaciones con los tribunales de España

(最高会議内のスペイン各地方管区関係史料)

所蔵管区：バルセロナ、カナリアス、コルドバ、

クエンカ、グラナダ、ログローニョ、  
リエレナ、マジョルカ、ムルシア、サ  
ンティアゴ（＝ガリシア）、セビー  
リヤ、トレド、バレンシア、バリヤド  
リード、サラゴサ

Ⅲ、Fondos del Consejo en sus relaciones con los tri-  
bunales de América

（最高会議内のアメリカ管区関係史料）

所蔵管区…カルタヘナ・インディアス、リマ、  
メキシコ

Ⅳ、Fondos del Consejo en sus relaciones con los tri-  
bunales de Itaria

（最高会議内のイタリア管区関係史料）

所蔵管区…サルディニア、シシリア

Ⅴ、Fondos procedentes de los tribunales de distrito  
（各地方管区から発信された史料）

所蔵管区…コルドバ、マドリード、グラナダ、  
ログローニョ、リエレナ、サンティア  
ゴ、セビーリヤ、トレド、バレンシア、  
バリヤドリード、サラゴサ

この五大項目のもとに、さらに年代、大雑把な内容に

スペイン国立歴史文書「異端審問セクション」について

よって各項目内で細目に分かれているのであるが、その  
分類によって目的の史料を探し出すことは容易なことでは  
ない。特に、興味深い書簡集は編年体にまとめてある  
ので、そこから内容を検索するのは大変な忍耐と時間が  
必要とされる。だが最近の研究者達のコンピューターの  
活用による地道な再分類の努力によって、今日、この史  
料の利用に活路が拓かれた。そのひとつの指標を示して  
くれたのがJ・P・デデューが暫定的に分類した次の項  
目であり、これはこの研究の今後の方向を探る上でも大  
いに有効であると思われるのでここに挙げておく。<sup>(13)</sup>

一、法令関係…（教皇教書、国王勅書、異端審問長官指  
令書など） 主としてこの制度の法的地

位を規定したものであり、とくに一六、  
一七世紀には国王によって大幅な特権を  
付与されていたため、この制度の法的防  
衛措置としての内容をもつ。

二、財政関係…この制度全体の財政基盤、とくに重要な  
のは没収財産の実態である。だがまだこ  
の側面の本格的研究はなされていない。

三、書簡集…この内容の検討から異端審問の実態のほ  
とんどすべてを知ることができるといえ

る史料で、失われた地方管区の諸記録も最高会議に保管された写しから推量が大  
幅に可能であるという。以下、次のよう  
に細分類できる。

三一、 地方財政関係：役人給与、異端審問官の聖職禄、  
没収財産など。

三二、 種々の規則、指令事項

三三、 あらゆる種類の証言記録

三四、 結審、判決記録

三五、 異端審問の役人およびこの制度に職務上関与し  
た人物関係：先述した通りここには地方  
世界での一権力エリートであった異端審  
問官とその役人群の年代毎のリスト、推  
薦状、請願書、スペイン・アンシャン・  
レジム期の官職登用には不可欠であつ  
た「血の純潔証明書」、各役人の経歴報  
告、地方異端審問官の管区巡察報告、  
ファミリアル的人数、地理的分布、管区  
によつてはその人名リストなどの報告が  
あり、地方官僚機構の実態を知る上でき  
わめて興味深い。私の場合は専らこの事

例収集を行った。

三六、 密告関係

三七、 減刑嘆願書

三八、 政治、軍事関係報告：とくに地方管区から最高  
会議に指示を仰いだ事項。

三九、 地方管区から最高会議への控訴記録

四十、 信仰訴訟に関する抄録：異端審問史料の中でも  
中核をなすものであり、その龐大なデー  
ターの分析、処理によりこの裁判内容、  
年代的、地域的差、裁判の手続き上の特  
色が次第に明らかにされてきている。

四、 禁書および書物の検閲関係

五、 訴訟雑録：信仰裁判以外の訴訟問題。とくに異端審  
問関係の役人やファミリアルの民事、刑  
事訴訟に関わる報告。この制度の法的根  
拠とその越権または侵害に関する裁判の  
記録であり、他の裁判制度の役人との権  
能範囲を考察するうえで有用な史料とな  
ろう。

六、 文書保管に関する記録など

## おわりに

以上、今日、マドリードの国立歴史文書館にあるスペイン異端審問セクションについて、その成立の経緯と史料内容を踏まえて、紹介してきた。繰り返し指摘してきたように、この制度の研究には、その龐大な情報量をどう処理していくか、また多岐にわたる内容をどの観点からどうアプローチしていくかなど、多くの方法的問題が依然として、横たわっている。だが、ここ一五年來ほどのスペイン内外の多数の研究者、大学院生などによる着実な事例研究の積み重ねでこの制度そのものや、裁判内容に関するクロノロジーの問題、裁判のシステム、秘密監獄や拷問の実態が年々、明らかにされつつあるし、地方管区の研究については最近、著しい成果もたらされてきている。さらに、コスモロジーの問題にもその裾野が広がり始めているようである。このセクションは当然、スペイン近世社会史に多くの素材を提供してくれる豊かな鉱脈のひとつであろう。

## 註

(1) Pierre Chaunu, "Inquisition et vie quotidienne dans

スペイン国立歴史文書「異端審問セクション」について

*l'Amérique espagnole au XVII<sup>e</sup> siècle*, *Annales*, E. S. C. II (1956) p. 230

スペイン異端審問研究にアナル派的な新しい視角をもたらしした論文集として

Bartolomé Bennassar (ed.), *Inquisición española: poder político y contorol social*. (Paris, 1979, trad. castellana, Barcelona, 1981)

(2) B. Bennassar, "Por el Estado, Contra el Estado" (B. Bennassar ed., Id. castellana) pp. 321-336

(3) R. García Carcel, *Origenes de la Inquisición española-El tribunal de Valencia, 1478-1530*. (Barcelona, 1976) pp. 23-43

(4) 異端審問書誌史については、上掲 Carcel はか、Pérez Villanueva, "La Historiografía de la Inquisición Española" (J. P. Villanueva y B. E. Bonet, ed.: *Historia de La Inquisición en España y America*, I, (Madrid, 1984) pp. 3-39

ただし、J. A. Llorente の著作「中世の Historia crítica de la Inquisición de España (Paris, 1817) は、その自由主義の立場ゆえに、パリに亡命せざるをえなかった著者の観点から鋭い批判と、時には誇張が多く、必ずしも客観的であるとは言えないが、制度のシステムなどを知る上で、利用価値はある。

(5) このテーマについては、J. P. Villanueva y B. E. Bonet (ed.) *Historia de La Inquisición...*, "Bibliografía", pp. 1478-1503

(6) 地方管区研究の最近の著作では次の四名の者の研究が

ル〜に注目せられぬ。

R. García Cárcel: 上掲⑤第4章 Herejía y sociedad en el siglo XVI-La Inquisición en Valencia, 1530-1609. (Barcelona, 1980)

Jaime C. Contreras : El Santo Oficio de la Inquisición de Galicia, 1560-1700, -Poder, sociedad y cultura-. (Madrid, 1982)

Jean-Pierre Dedieu : L' Administration de la Foi-L' Inquisition de Toléde (XVIe-XVIIIe siècle). (Madrid, 1989)

Stephen Halictzer : Inquisition and society in the kingdom of Valencia, 1478-1834. (University of California press, 1990)

(ㄴ) Pinto Crespo, "Archivos Nacionales Españoles", (Villanueva y Bonet, ed. id., pp. 58-89)

Gustav Henningsen, "The Archives and the historiography of the Spanish Inquisition" (G. Henningsen & Tedeschi ed., The Inquisition in Early Modern Europe-Studies on Sources and Methods-, Northern Illinois University Press, 1986.,) pp. 54-78

(∞) Dimas Pérez Ramírez, "El Archivo de la Inquisición de Cuenca : Formación, vicisitudes, estado actual" (Dirigido por J. P. Villanueva, La Inquisición Española, Nueva Visión, Nuevos Horizontes, Madrid, 1980,) pp. 855-875

(㉟) G. Henningsen, id., p. 62

(㊱) J. P. Dedieu, "The Archives of the Holy Office of Toledo as a source for historical Anthoropology", (Ed. by He-

nningsen & Tedeschi, id.,) pp. 158-189

(㊲) Jaime C. Contreras & G. Henningsen, "Forty-four thousand cases of the Spanish Inquisition (1540-1700): An Analysis of a historical Data Bank", (Ed. by Henningsen & Tedeschi, id.,) pp. 100-129

(㊳) Pinto Crespo, id., p. 69

(㊴) J. P. Dedieu, "The Archives of...", pp. 174-177